

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準

第1条（目的）

この基準は、公益財団法人クロノス保全財団（以下「この法人」という。）定款第14条及び第27条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 報酬等：役員等がその職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名目のいかんを問わない。ただし、実費弁償に当たるものを除く。
- 費用：役員等がその職務の執行に当たって要する交通費、宿泊費、通信費その他の経費をいう。
- 常勤役員：役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、原則として週3日以上、1日6時間以上常時勤務する者をいう。
- 非常勤役員：常勤役員以外の役員をいう。

第3条（支給の対象及び区分）

役員等に対する報酬等の支給対象及び区分は、定款の定めに基づき次のとおりとする。

役職	区分	報酬の有無
理事	常勤	有給とすることができる
	非常勤	無報酬
監事	常勤	有給とすることができる
	非常勤	無報酬
評議員	—	無報酬

第4条（評議員の報酬等）

定款第14条第1項の規定に基づき、評議員は無報酬とする。ただし、定款第14条第2項の規定に基づき、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5条（理事の報酬等）

1. 理事は、定款第27条本文の規定に基づき、原則として無報酬とする。
2. 前項の規定にかかわらず、常勤の理事に対しては、定款第27条ただし書の規定に基づき、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等を支給することができる。
3. 常勤理事の報酬額は、この法人の財政状況、職務の内容及び責任の程度、世間水準等を総合的に勘案し、月額50万円を上限として、理事会の決議により各理事ごとの支給額を決定する。なお、当該報酬は事業費（人件費）として計上されるものとする。

第6条（監事の報酬等）

1. 監事は、定款第27条本文の規定に基づき、原則として無報酬とする。
2. 前項の規定にかかわらず、常勤の監事に対しては、定款第27条ただし書の規定に基づき、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等を支給することができる。
3. 常勤監事の報酬額は、この法人の財政状況、監査業務の内容等を総合的に勘案し、月額30万円を上限として、理事会の決議により決定する。

第7条（費用弁償）

1. 役員等（無報酬の者を含む。）には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
2. 費用弁償の額及び算定方法は、この法人の旅費規程等の定めるところによる。
3. 費用弁償は、報酬等には含まれないものとする。

第8条（支給方法）

1. 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意がある場合には、本人指定の金融機関口座への振込みにより支給することができる。
2. 報酬等の支給日は、この法人の職員の給与支給日に準ずるものとする。
3. 報酬等の支給に際しては、法令の定めるところにより、所得税、社会保険料等を控除する。

第9条（公表）

この法人は、関係法令の定めに従い、役員等の報酬等の支給の基準を公表する。

第10条（改廃）

この基準の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- この基準は、公益財団法人クロノス保全財団への移行の登記の日（2026年4月1日）から施行する。
- 常勤理事及び常勤監事に対する報酬支給総額は、別途評議員会の決議により定める年額の範囲内とする。
- 令和7年度及び令和8年度における事業計画上の人件費予算（事業費人件費1,000万円、管理部門人件費150万円）の範囲内で適切に運用するものとする。

公益財団法人クロノス保全財団